

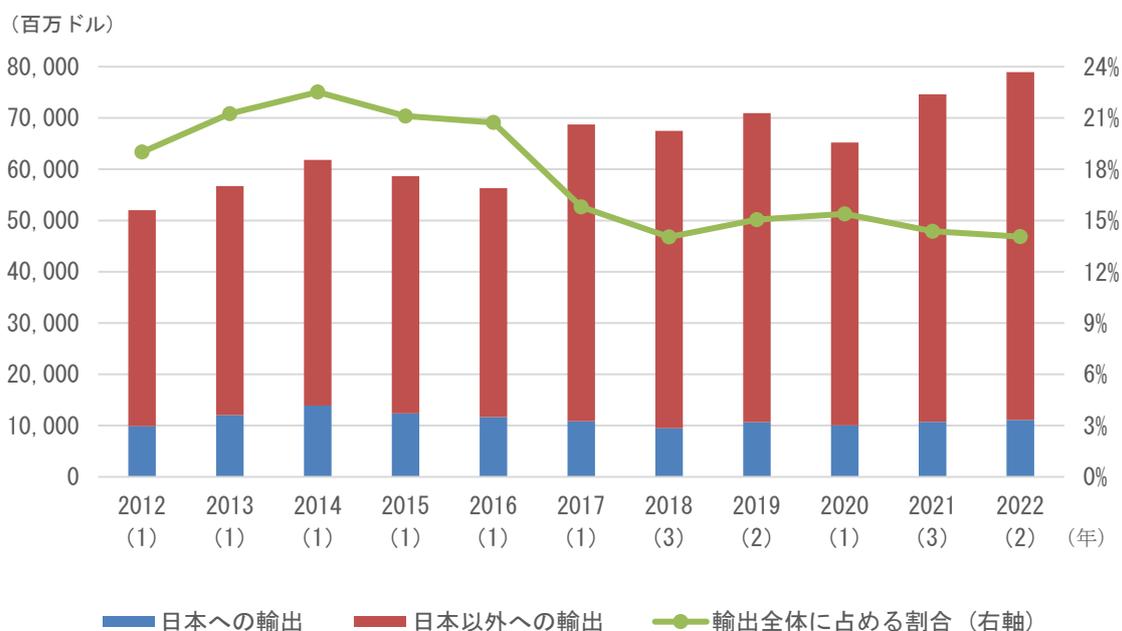
第5章 日比経済関係

1. 日比貿易

フィリピンの対日貿易は、輸出入ともに過去10年間を通して貿易全体の中で大きな割合を占めてきた。図表5-1と図表5-2は、2012年から2022年におけるフィリピンの対日輸出入の推移である。

輸出において、対日輸出がフィリピンの輸出全体に占める割合は、2014年の23%をピークに減少傾向にある。日本への輸出額は2012年から2017年にかけてトップであったが、2017年から低下し、以降2022年にかけて輸出全体に占める対日輸出の割合はほぼ横ばい傾向にある。なお、2022年におけるフィリピンの最大輸出相手国は米国であり、次いで日本となっている。

図表 5-1 フィリピンの輸出と対日輸出の対比



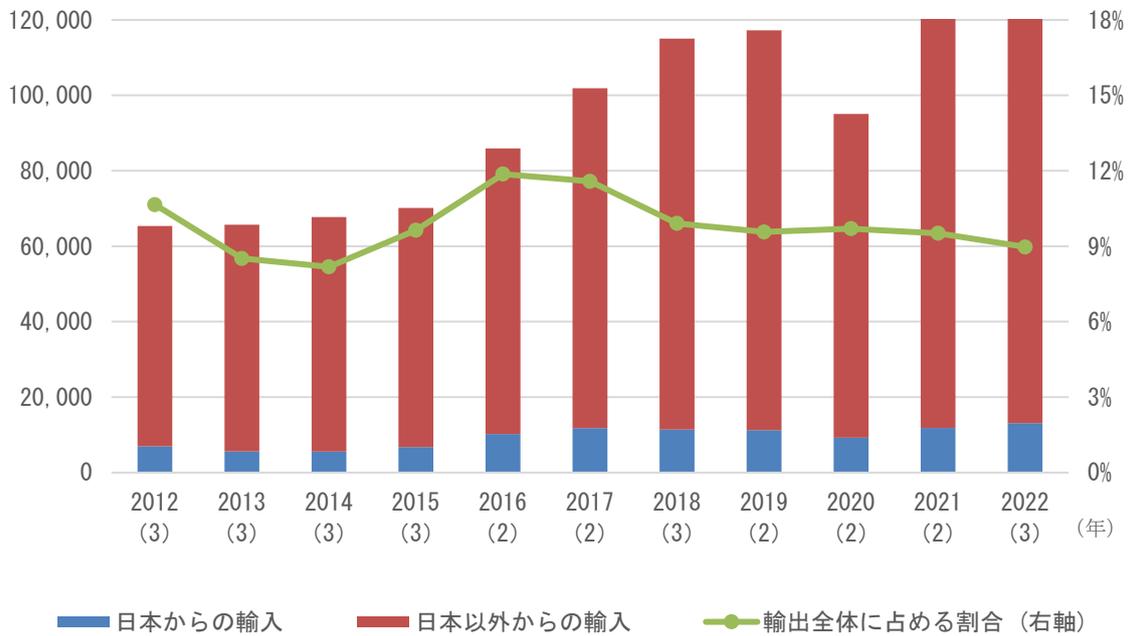
(注) 括弧内は輸出総額における日本のシェア順位

(出所) UNCTAD STAT より作成

輸入においても、日本が全体に占める割合が大きいことはその割合や順位から見て取れるが、2010年代に入って以降はその割合は低下傾向にあり2015年、2016年と一時的に上昇したものの、2017年以降は再び日本の存在感が低下し、2022年まで横ばい傾向にある。なお、2022年におけるフィリピンの最大輸入相手国は中国であり、次いでインドネシア、日本と続いている(図表3-13)。

図表 5-2 フィリピンの輸入と対日輸入の対比

(百万ドル)



(注) 括弧内は輸入総額における日本のシェア順位

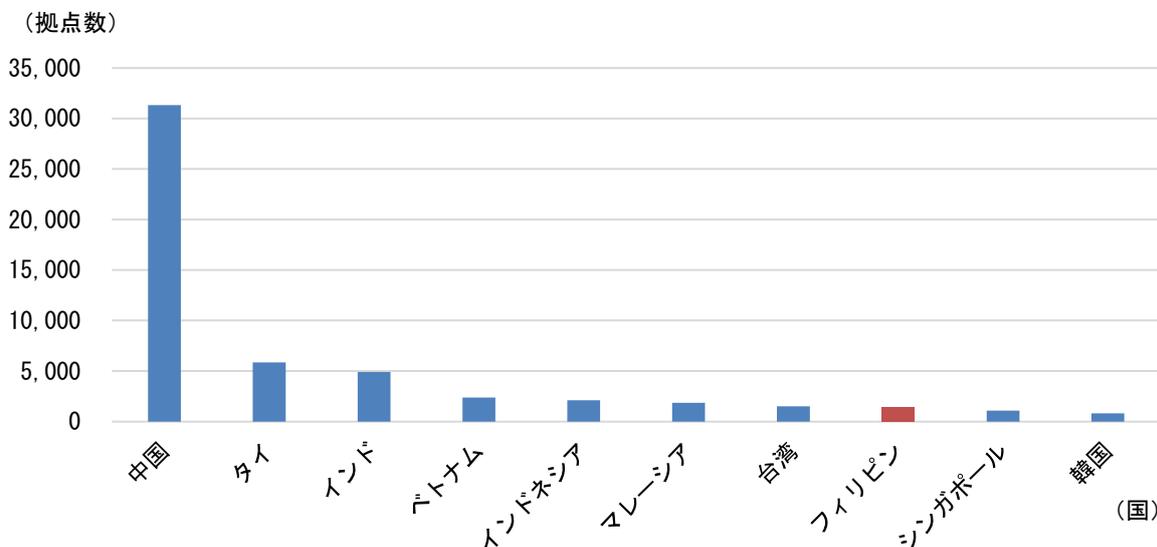
(出所) UNCTAD STAT より作成

2. フィリピンにおける日系企業

次の図表は在外公館別のフィリピンにおける日系企業の拠点数の推移である。2022年のアジアにおいて国単位でフィリピンより日系企業の登録拠点数が多かったのは中国、タイ、インド、ベトナム、インドネシア、マレーシア、台湾である。

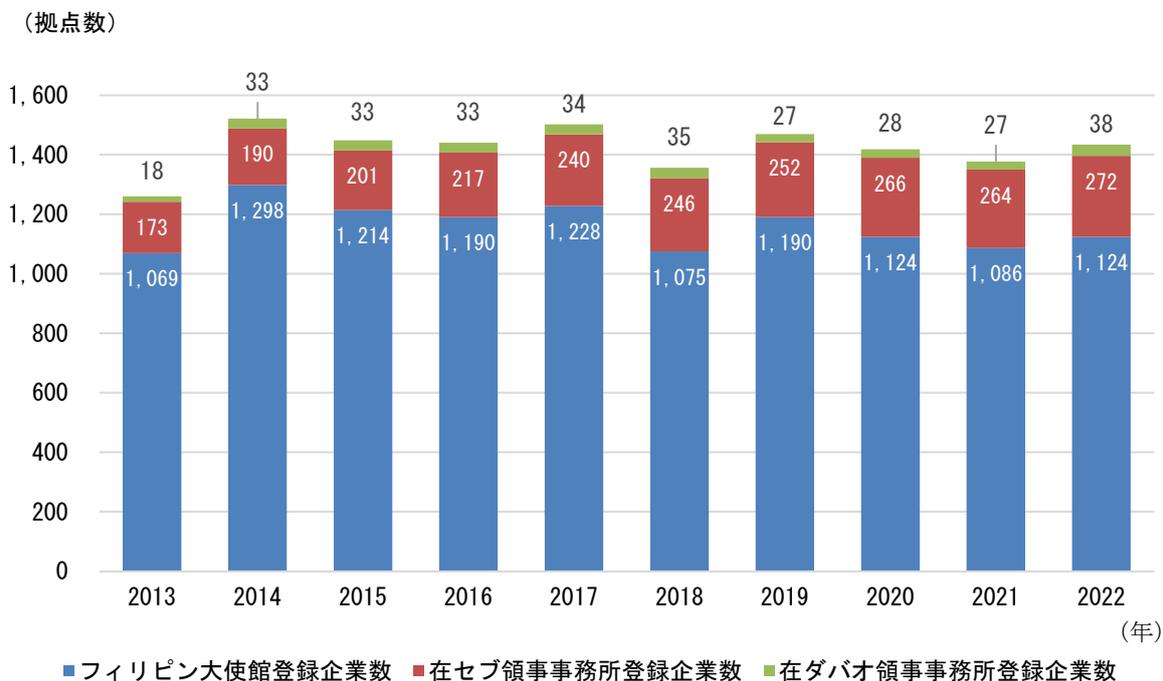
フィリピン国内の拠点数の分布はフィリピン（マニラ）大使館登録企業が圧倒的に多く、在ダバオ総領事事務所登録企業は拠点数・増減ともに少ない。一部の地域において治安に対する懸念は残るものの、ドゥテルテ前政権による外資規制緩和法が発行されたことや、CREATE法による法人所得税率の引き下げ等の税制上の優遇措置を提供したことで、今後の進出企業数の増加も期待される。

図表 5-3 アジアにおける日系企業拠点数の上位 10 か国（2022 年）



(出所) 海外在留邦人数調査統計より作成

図表 5-4 在外公館別日系企業数の推移



(出所) 海外在留邦人数調査統計より作成

3. 日・フィリピン経済連携協定締結

フィリピンにとっては初の二国間 EPA である日・フィリピン経済連携協定（Japan-Philippines Economic Partnership Agreement : JPEPA）は、2004年2月に交渉が開始され、2008年12月に発効した。この協定は、両国間の物品、ヒト、サービス、資本の自由な移動並びに知的財産、競争政策、ビジネス環境整備等の制度の調和・明確化を促進し、双方の経済活動を発展させるとともに、知的財産、競争政策、ビジネス環境整備に加え、人材養成、貿易投資、情報通信技術、中小企業等の分野で二国間協力を充実させる等、二国間における包括的経済連携の推進を目的としている。

その概要は以下のとおりである（以下は外務省発行の「日・フィリピン経済連携協定の概要」による）。また、本合意内容に基づく対象品目ごとの最新の税率については、財務省貿易統計（<https://www.customs.go.jp/tariff/index.htm>）により確認することが可能である。

(1) 往復貿易額の約94%で関税撤廃

- ①日本からの対フィリピン鉱工業品輸出→ほぼ全ての鉱工業品につき2008年12月の発効時から10年以内に関税撤廃
- ②農林水産品
 - (a) 日本市場へのアクセスの改善
 - (b) フィリピン市場へのアクセスの改善

(2) 包括的な連携推進

- ・サービス：コンピュータ、流通、金融、海運等でWTO（世界貿易機関）を超える自由化の約束（外資制限緩和等）。
- ・投資：原則として内国民待遇及び最恵国待遇の相互付与、パフォーマンス要求の禁止（ローカル・コンテンツ要件等）。
- ・知的財産：知的財産制度の透明性向上、権利行使の強化、協議メカニズムの設置、知的財産分野での協力。
- ・競争：反競争的行為に対する取り組みによる競争の促進及びその分野での協力。
- ・ビジネス環境の整備：相手国企業等からの苦情・照会を可能とする委員会を設置。
- ・協力：人材育成、金融サービス、情報通信技術、エネルギー・環境、科学技術、貿易・投資促進、中小企業、観光、運輸、道路整備の10分野。
- ・人の移動：短期の商用訪問者、企業内転勤者、看護師・介護福祉士等。

日本の財務省は経済協定を利用したフィリピンからの輸入額を公表している（経済連携協定別時系列表）。次の図表はフィリピンからの輸入額のうちEPAを利用した輸入が占める割合、地域経済連携協定を利用した輸入の割合である。

図表 5-5 フィリピンから日本への輸入に占める EPA の利用額（億円）と割合

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
輸入総額	9,011	10,763	10,738	9,829	10,961	11,524	11,561	10,007	11,967	14,251
JPEPA (割合)	2,180 24.2%	2,376 22.1%	2,516 23.4%	2,554 23.4%	2,653 26.0%	2,761 24.0%	2,818 24.4%	2,399 24.0%	2,832 23.7%	3,294 23.1%
地域 協定 (割合)	13 0.1%	42 0.4%	58 0.5%	80 0.5%	83 0.8%	74 0.6%	70 0.6%	70 0.7%	100 0.8%	158 1.1%

(出所) 日本国財務省貿易統計より作成

2013 年以降のフィリピンから日本への輸入総額は、2016 年と 2020 年の一時的な下落を除き増加しており、長期的に見れば、EPA を利用した輸入額は継続して増加傾向を示している。なお、地域協定を活用した輸入の全体に占める割合は 2022 年を除き 1%に満たない水準で推移している。